

伊丹市請負工事設計変更ガイドライン

令和4年4月

伊 丹 市

目 次

1	ガイドラインの目的	1
2	設計変更の基本事項	1
2-1	適切な設計変更の重要性	1
2-2	用語の定義	1
2-3	指定と任意の正しい運用	1
3	発注者・受注者の留意事項	
(1)	発注者の留意事項	3
(2)	受注者の留意事項	3
4	設計変更が不可能な場合	3
5	設計変更が可能な場合	4
5-1	設計図書の内容が互いに一致しない場合	4
5-2	設計図書に誤り又は記載漏れがある場合	4
5-3	設計図書の表示が明確でない場合	5
5-4	設計図書と実際の工事現場が一致しない場合	5
5-5	予期することができない特別な状態が生じた場合	6
5-6	発注者が必要と認め、変更する場合	6
5-7	工事を一時中止する必要がある場合	7
5-8	受注者からの請求による工期の延長	7
5-9	発注者の請求による工期の短縮	8
5-10	発注者が「設計図書の照査」の範囲を超える作業を指示した場合	8
6	設計変更の手続き	9
7	施工条件の明示について	13
	【土木工事の明示項目及び明示事項】	13
	【建築・設備工事の明示項目及び明示事項】	15

1 ガイドラインの目的

伊丹市では、市民生活や経済活動の基盤となる道路、公園、建築物などの様々な社会資本を整備・維持管理するため、毎年、多くの工事を実施しています。これらの工事を地形、地質、天候などの自然条件や騒音、振動、交通の確保等の社会的な制約条件の中で完成させるため、必要な調査、検討の上で工事発注を行っていますが、それでもなお、予見できない事態が発生し、工事内容の変更(設計変更)が避けられない場合があります。

本ガイドラインは、伊丹市工事請負契約約款(以下「約款」という。)等を踏まえ、設計変更を行う際の発注者及び受注者双方の留意点や設計変更が可能であると思われる内容を示すことで、契約内容の公正性、透明性の向上を図り、設計変更手続きを適切かつ円滑に行うことを目的としています。

2 設計変更の基本事項

2-1 適切な設計変更の重要性

「建設業法」では「請負契約の当事者が対等の立場における合意に基づいて公正な契約を行うこと」が示されているとともに、「公共工事の品質確保の促進に関する法律」では「設計図書に適切に施工条件を明示するとともに、必要があると認められたときは適切に設計図書の変更及びこれに伴い必要となる請負代金又は工期の変更を行うこと」が規定されています。

2-2 用語の定義

「設計変更」とは、約款第 18 条又は第 19 条の規定により図面等の設計図書を変更する場合において、契約変更の手続きの前に当該変更の内容をあらかじめ発注者が受注者に指示することをいう。

「契約変更」とは、約款第 24 条又は第 25 条の規定により発注者・受注者が協議し、工期又は請負代金額の変更の契約を締結することをいう。

2-3 指定と任意の正しい運用

約款第 1 条第 3 項に定められているとおり、仮設・施工方法その他工事目的物を完成するために必要な一切の手段については、その責任を明らかにする必要から、原則として受注者が定めるものとしています。

「指定」とは、工事目的物を施工するための施工条件として、仮設・施工方法等を発注者が予め決定する必要がある場合に、設計図書に条件として明示した仮設・施工方法等をいう。

「任意」とは、その仮設・施工方法の一切の手段の選択を受注者の責任で行う「指定」以外のもので、その仮設、施工方法に変更があっても原則として設計変更の対象としないものをいう。

※ただし、指定・任意ともに当初積算時の想定と現地条件が異なることによる変更は行う。

【留意事項】

指定・任意の使い分けにおいては下記の事項に留意が必要です。

1) 仮設、施工方法等には、指定と任意があり、発注においては、指定と任意の部分を明確にする必要がある。

2) 発注者(監督者)は、任意の趣旨を踏まえ、適切な対応をするように注意をする必要がある。

※任意における下記のような対応は不適切

- ・〇〇工法で積算しているので、「〇〇工法以外での施工は不可」とする。
- ・標準歩掛ではバックホウで施工となっているので、「クラムシェルでの施工は不可」とする。
- ・受注者から新技術活用の申し出があったが、「積算上の工法で施工」するよう指示する。

		指 定	任 意
設計図書で記載		施工方法等について具体的に指定する ➡ <u>契約条件となる</u>	施工方法等について具体的には示さない ➡ <u>契約条件とはならない</u> ※参考に標準工法を示す場合がある
設計 変 更 時	仮設、施工方法を変更する場合の手順	発注者の指示または承諾が 必要 （書面での対応が必要）	<u>受注者の任意により変更可能</u> ただし、施工計画書等の修正、提出が必要
	仮設、施工方法の変更による設計変更の対応	設計変更の <u>対象とする</u>	設計変更の <u>対象としない</u>
	現地条件の変更による設計変更の対応	設計変更の <u>対象とする</u>	

【指定仮設とすべき事項】

- ・河川堤防と同等の機能を有する仮締切のある場合
- ・仮設構造物を一般交通に供する場合
- ・関係官公署との協議により制約条件のある場合
- ・その他、第三者に特に配慮する必要がある場合
- ・他工事等に使用するため、工事完成後も存置される必要のある仮設

3 発注者・受注者の留意事項

(1) 発注者

・設計積算にあたっては、工事に必要な関係機関との調整、住民合意、用地確保、法定手続きなどの進捗状況を踏まえ、現場の実態に即した施工条件(自然条件を含む)の明示等により、適切に設計図書を作成し、積算内容との整合を図るよう努めなければなりません。

・変更見込金額が請負代金額の30%を超える場合については、現に施工中の工事と分離して施工することが著しく困難なものに限り、適切に設計図書の変更及びこれに伴い必要となる請負代金又は工期の変更を行います。また、当初契約した施工場所以外の場所での施工を追加したり、当初の工事目的と関係のない工種を追加することは、原則として設計変更により対応できません。

(2) 受注者

受注者は、施工前及び施工途中において、自らの負担により下記①～⑤に係る「**設計図書の照査**」を行い、該当する事実がある場合は、その結果を監督員に書面により報告し、確認を求めなければなりません。また、受注者は監督員から更に詳細な説明又は書面の追加の要求があった場合は従わなければなりません。(約款第18条第1項第1号～第5号)

- ① 設計図書が互いに一致しない
- ② 設計図書に誤り又は記載漏れがある
- ③ 設計図書の表示が明確でない
- ④ 設計図書と実際の工事現場が一致しない
- ⑤ 予期することのできない特別な事態が生じた

4 設計変更が不可能な場合

下記のような場合においては、原則として設計変更はできません。

(ただし、契約書第27条(臨機の措置)での対応の場合はこの限りではない。)

- (1) 設計図書に条件明示のない事項において、発注者と「協議」を行わず受注者が独自に判断して施工を実施した場合
- (2) 発注者と「協議」をしているが、協議の回答がない時点で施工を実施した場合
- (3) 契約書・土木工事共通仕様書・公共建築工事標準仕様書に定められている所定の手続きを経していない場合(約款第18条～第20条、第22条～第24条)
- (4) 正式な書面によらない事項の場合

5 設計変更が可能な場合

下記のような場合においては、設計変更が可能です。

設計変更を行う場合		根拠
5-1	設計図書の内容が互いに一致しない場合	約款第 18 条第 1 項第 1 号
5-2	設計図書に誤り又は記載漏れがある場合	約款第 18 条第 1 項第 2 号
5-3	設計図書の表示が明確でない場合	約款第 18 条第 1 項第 3 号
5-4	設計図書と実際の工事現場が一致しない場合	約款第 18 条第 1 項第 4 号
5-5	予期することができない特別な状態が生じた場合	約款第 18 条第 1 項第 5 号
5-6	発注者が必要と認め、変更する場合	約款第 19 条
5-7	工事を一時中止する必要がある場合	約款第 20 条第 1 項
5-8	受注者からの請求による工期の延長	約款第 22 条
5-9	発注者の請求による工期の短縮	約款第 23 条第 1 項
5-10	発注者が「設計図書の照査」の範囲を超える作業を指示した場合	約款第 18 条

具体的な事例

5-1 設計図書の内容が互いに一致しない場合（約款第 18 条第 1 項第 1 号）

（設計図書に優先順位が定められている場合を除く）

受注者は、図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書が一致しないことを発見した場合は、直ちに監督員に発見した事実を通知し、当該事実の確認を請求しなければなりません。

（事例）

- ・ 図面と仕様書で H 鋼の規格や管の口径などが一致しない
- ・ 図面と仕様書の数量(管敷設延長、舗装面積、材料、仕様等)が一致しない

5-2 設計図書に誤り又は記載漏れがある場合（約款第 18 条第 1 項第 2 号）

受注者は、設計図書に〈誤り〉又は〈記載漏れ〉があることを発見した場合は、直ちに監督員に発見した事実を通知し、当該事実の確認を請求しなければなりません。

（事例）

〈誤り〉

- ・ 設計図書に示されている矢板の打設方法では、条件明示されている土質で施工できない
- 〈記載漏れ〉
- ・ 条件明示する必要がある場合にもかかわらず、土質に関する一切の明示条件がない
 - ・ 条件明示する必要がある場合にもかかわらず、地下水位に関する一切の明示条件がない
 - ・ 条件明示する必要がある場合にもかかわらず、交通誘導警備員についての明示条件がない
 - ・ 図面に示されている器具が仕様書に計上されていない

5-3 設計図書の表示が明確でない場合（約款第 18 条第 1 項第 3 号）

受注者は、設計図書の表示が明確でないことを発見した場合は、直ちに監督員に発見した事実を通知し、当該事実の確認を請求しなければなりません。

(事例)

- ・土質柱状図は明示されているが、地下水位が不明確
- ・水替工実施の記載はあるが、作業時もしくは常時排水などの運転条件等の明示がない
- ・仮橋の参考図は明示されているが、荷重条件や制約条件等の設計条件の明示がない
- ・図面の記載内容が読み取れない

5-4 設計図書と実際の工事現場が一致しない場合（約款第 18 条第 1 項第 4 号）

受注者は、工事現場の形状、地質、湧水等の状態、施工上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的な施工条件と実際の工事現場が一致しないことを発見した場合は、直ちに監督員に発見した事実を通知し、当該事実の確認を請求しなければなりません。

(事例)

- ・設計図書に明示された土質が現地条件と一致しない
- ・設計図書に明示された地下水位が現地条件と一致しない
- ・設計図書に明示された地形、地盤高が現地条件と一致しない
- ・設計図書に明示された舗装版、地下埋設物等が現地条件と一致しない
- ・設計図書に明示された機械設備の寸法と設置個所の寸法が一致しない
- ・設計図書に明示された劣化の範囲、劣化の程度と現場の状況が一致しない
- ・設計図書に明示された想定支持地盤と現場が一致しない
- ・施工中に設計図書に示されていないアスベスト含有建材を発見し、調査及び撤去等が必要になった
- ・設計図書に明示された配管、配線と現場の状況が一致しない
- ・設計図書に明示された交通誘導警備員の人数が規制図と一致しない
- ・その他、新たな制約等が発生した

5-5 予期することができない特別な状態が生じた場合（約款第18条第1項第5号）

受注者は、設計図書で明示されていない施工条件について、予期することができない特別な状態が生じた場合は、直ちに監督員に発見した事実を通知し、当該事実の確認を請求しなければなりません。

（事例）

- ・ 工事範囲の一部に軟弱な地盤があり、地盤改良が必要になった
- ・ 予見できなかった地中埋設物(障害物)が発見され、撤去が必要になった
- ・ 埋蔵文化財が発見され、調査が必要になった
- ・ 不可視部分を撤去した際、設計図書と異なることが判明した

5-6 発注者が必要と認め変更する場合（約款第19条）

発注者は、5-1 から 5-5 の状況による調査の結果によるほか、必要があると認められるときは、設計図書の変更内容を受注者に通知し、設計図書を変更することができます。

この場合において、発注者は、必要があると認められるときは、工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければなりません。

（事例）

- ・ 地元調整の結果、施工範囲を拡大(縮小)する
- ・ 地元調整の結果、施工時間、施工日を変更する
- ・ 同時に施工する必要のある工種が判明し、その工種を追加する
- ・ 警察、河川、鉄道等の管理者、電力・ガス等の事業者、消防署等との協議等により、施工内容を変更する
- ・ 関連する工事の影響により施工条件が変わったため、施工内容を変更する
- ・ 工事現場の安全管理上、フェンス等の防護施設(共通仮設費に含まれるものを除く)が必要と判断し追加する
- ・ 当初設計で指定していた建設発生土の搬出先を変更する
- ・ 使用材料を変更する
- ・ 施設の維持管理又は利用方法が具体化したことにより、変更する必要がある

5-7 工事を一時中止する必要がある場合（約款第20条第1項）

工事用地等の確保ができないなどのため又は天災等で受注者の責に帰することができないものにより工事目的物等に損害を生じ若しくは工事現場の状態が変動したため、受注者が工事を施工できないと認められるときは、発注者は工事を一時中止しなければなりません。

発注者は工事を一時中止させた場合において、必要があると認められるときは、工期若しくは請負代金額を変更し、又は工事現場を維持するための費用等を負担しなければなりません。

(事例)

- ・設計図書に工事着工時期が定められた場合、その期日までに受注者の責によらず施工できない
- ・警察、河川、鉄道管理者等の管理者間協議が未了
- ・管理者間協議の結果、施工できない期間が設定された
- ・受注者の責によらない何らかのトラブル(地元調整等)が生じた
- ・設計図書に定められた期日までに詳細設計が未了のため、施工できない
- ・予見できない事態が発生した(地中障害物の発見等)
- ・工事用地の確保ができない等のため工事を施工できない
- ・設計図書と実際の施工条件の相違又は設計図書の不備が発見されたため施工を続けることが困難
- ・埋蔵文化財の発掘又は調査、その他の事由により工事を施工できない
- ・同一工事現場内に建築、土木、電気設備、機械設備等の複数の工事があり、一部の工事において契約が未成立、大幅な施工の遅延、受注者の倒産等により施工できないなどの状況が生じ、他の契約済みの工事の施工ができない
- ・設計時に行った関係機関との基本協議に基づく施工方法が、工事契約後に行った詳細協議で変更された
- ・天災等により地形等に物理的な変動があった
- ・妨害活動を行う者による工事現場の占拠及び著しい威嚇行為があった
- ・設計変更等により計画通知手続きが必要になり、工事の施工を止める必要が生じた

5-8 受注者からの請求による工期の延長（約款第22条）

受注者は、天候の不良や関連工事の調整への協力などで受注者の責めに帰すことができない理由により工期内に工事を完成できない場合は、その理由を明示した書面により発注者に工期の延長を請求することができます。

(事例)

- ・天候不良の日が例年に比べ多いと判断でき、工期の延長が生じた
- ・設計図書に明示された関連工事との調整に変更があり、工期の延長が生じた
- ・その他受注者の責めに帰すことができない事由により工期の延長が生じた

5-9 発注者の請求による工期の短縮 (約款第 23 条第 1 項)

発注者は、特別の理由により工期を短縮する必要がある場合は、受注者に対して工期の短縮を請求することができます。この場合の短縮日数は発注者と受注者が協議し書面により定めなければなりません。

発注者は、工期の短縮により必要があると認められるときは、請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼした場合は必要な経費を負担しなければなりません。

(事例)

- ・ 工事一時中止に伴い工期延長が予想されるが、通常必要とされる工期に満たない工期への短縮が必要
- ・ 関連工事等の影響により、工期短縮が必要
- ・ その他の事由(地元調整、関係機関調整など)により工期の短縮が必要

5-10 発注者が「設計図書の照査」の範囲を超える作業を指示した場合 (約款第 18 条)

受注者は、施工前及び施工途中において、自らの負担により設計図書と実際の工事現場の状況を照査し、約款第 18 条第 1 項第 1 号～第 5 号に該当する事実を発見した場合は、監督員に発見した事実を通知し、当該事実の確認を請求しなければなりません。

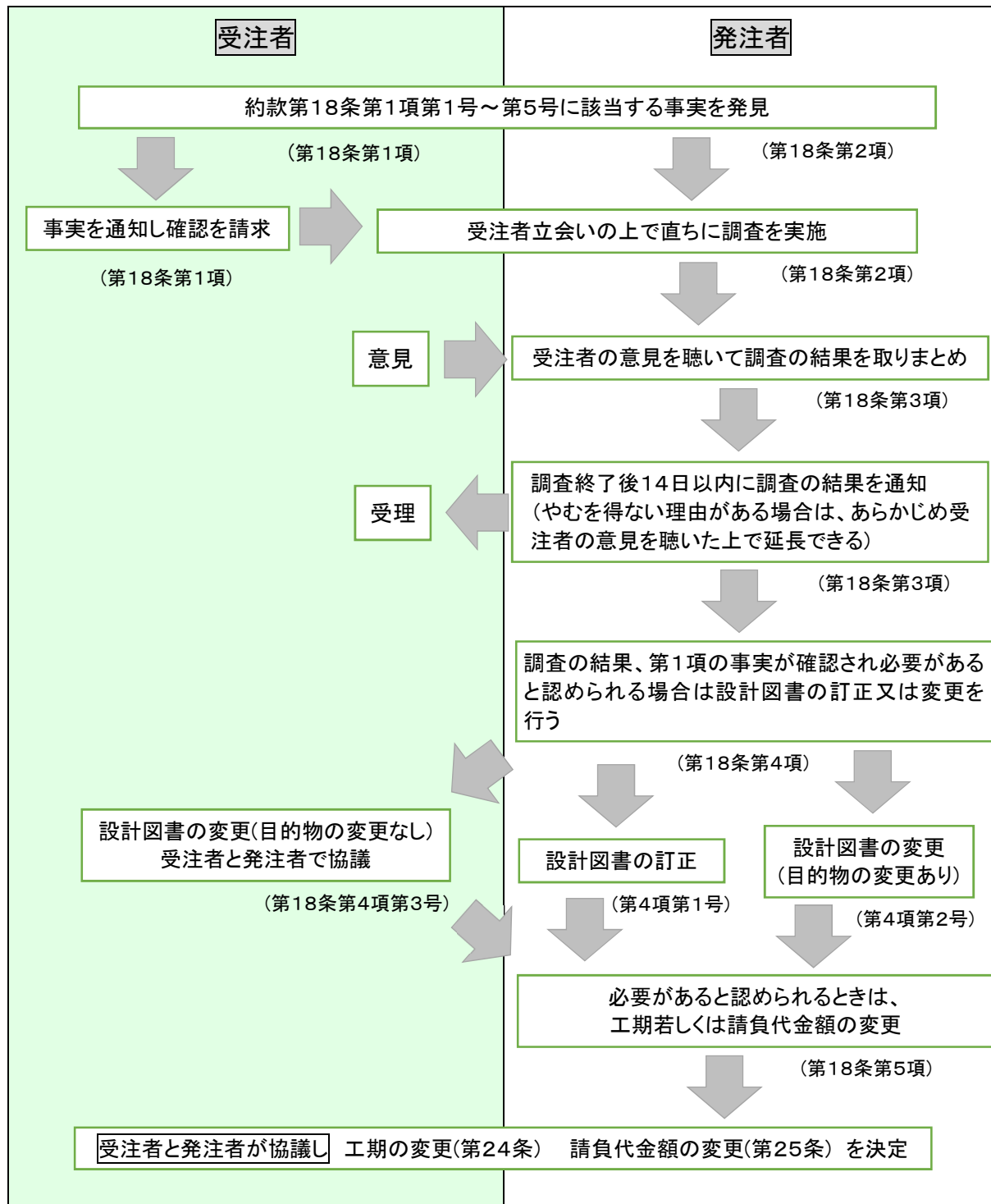
また、照査の結果、計画の見直し、図面の再作成、構造計算の再計算、追加調査等が生じた場合のそれらに要する費用の負担は発注者の責任において行わなければなりません。

(事例)

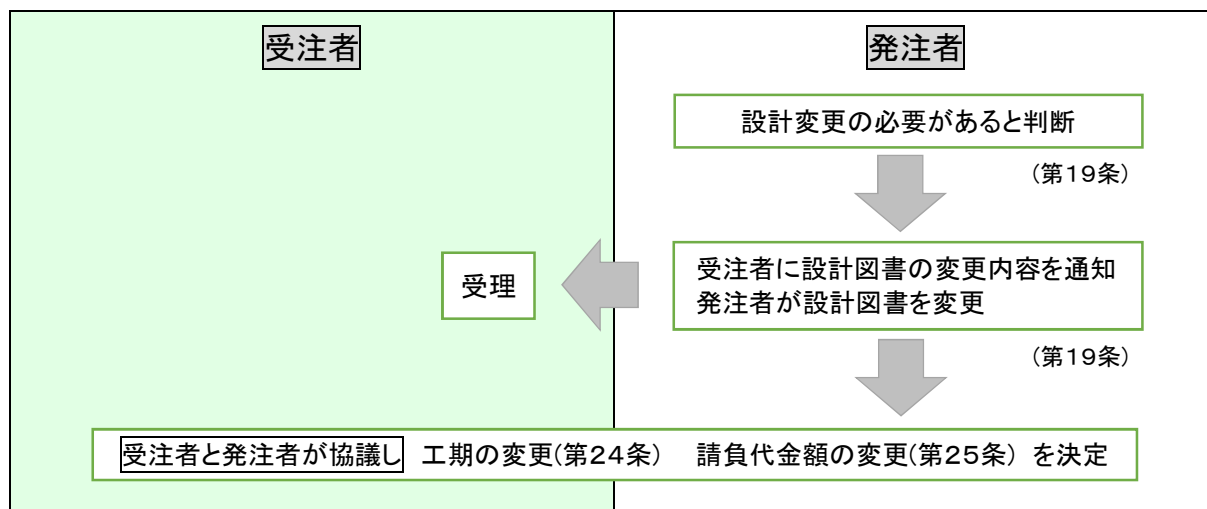
- ・ 現地測量の結果に基づく、新たな横断計画図の作成
- ・ 構造物のタイプの変更に伴う修正図面
- ・ 構造物の位置、計画高さ及び延長の変更に伴う、新たな構造計算の追加
- ・ 指定した目的物の設計根拠まで遡る見直し
- ・ 指定した目的物に対する「設計要領」「各種示方書」等との対比設計
- ・ 現地測量の結果、排水路計画を新たに作成する必要があるもの、又は土工の縦横断計画の見直しが必要となるもの
- ・ 基礎杭が試験杭等により変更となる場合の構造計算及び図面作成
- ・ 土留め等の構造計算において現地条件や施工条件が異なる場合の構造計算及び図面作成
- ・ 構造物の構造計算書の計算結果が設計図と違う場合の構造計算及び図面作成

6 設計変更の手続き

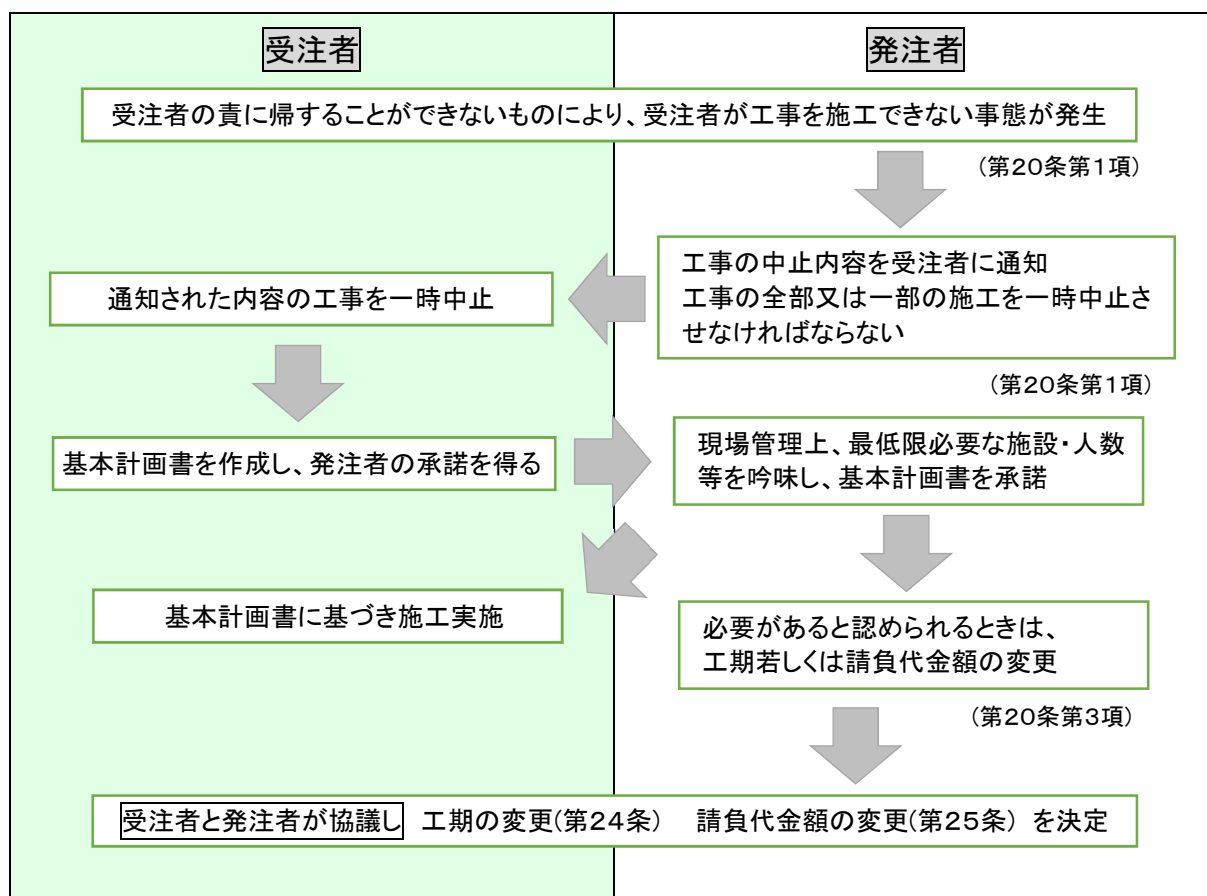
具体的な事例 **5-1～5-5** に該当する場合



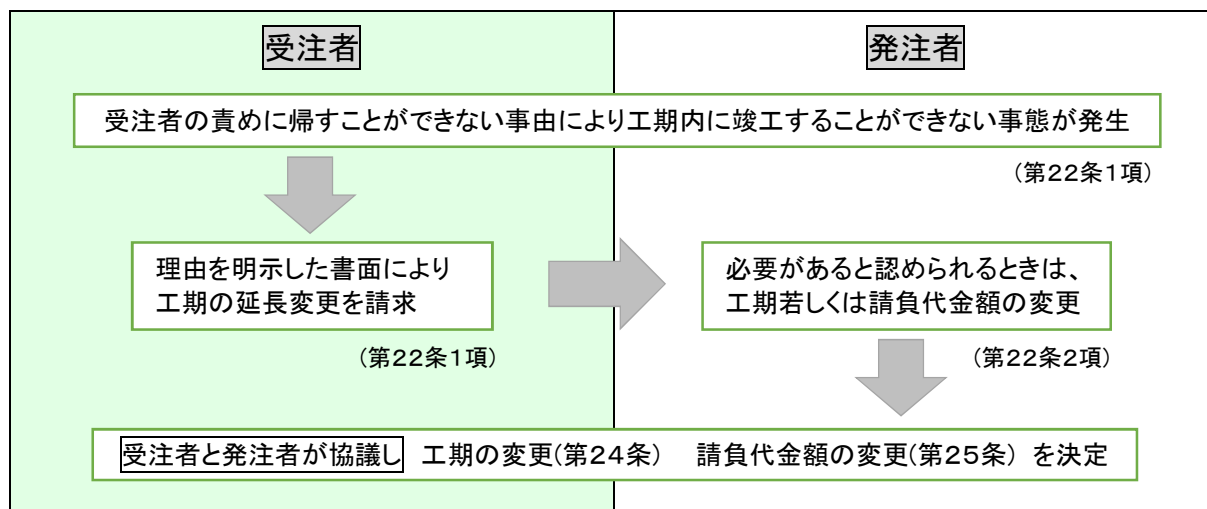
具体的な事例 **5-6** に該当する場合（発注者が必要と認め変更する場合）



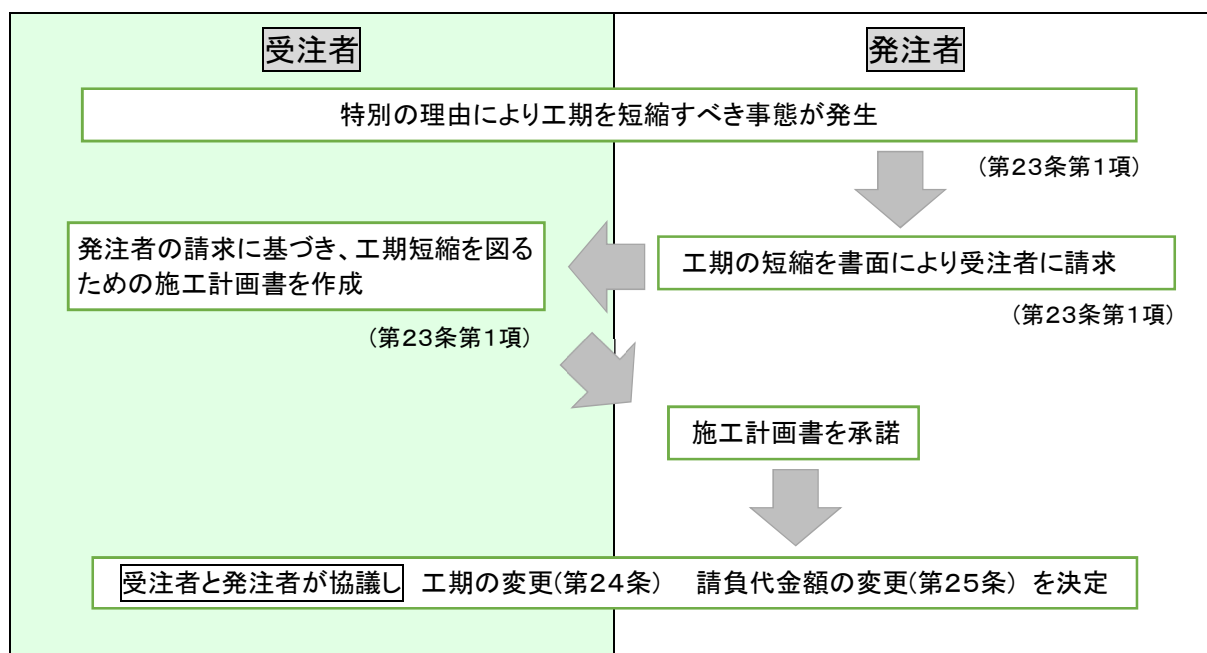
具体的な事例 **5-7** に該当する場合（工事を一時中止する必要がある場合）



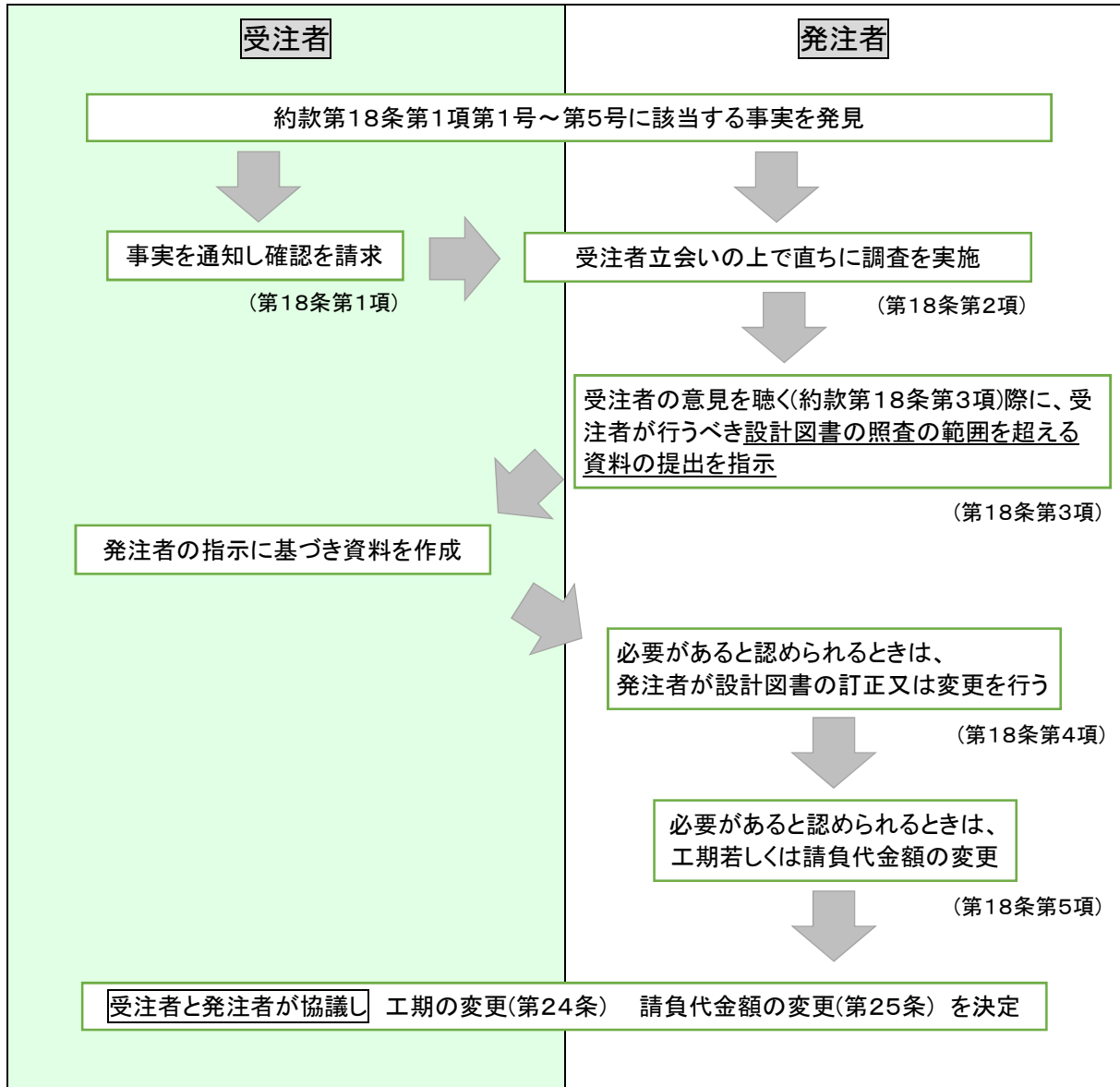
具体的な事例 **5-8** に該当する場合（受注者からの請求による工期の延長）



具体的な事例 **5-9** に該当する場合（発注者の請求による工期の短縮）



具体的な事例 **5-10** に該当する場合（照査の範囲を超える作業を指示した場合）



7 条件明示について

施工条件は、契約条件となるものであることから、下記の関連通知を参考に設計図書の中で明示するものとします。また、明示された条件に変更が生じた場合は、契約図書の関連する条項に基づき、適切に対応するものとします。

【土木工事の明示項目及び明示事項】

関連通知：国官技第 369 号 平成 14 年 3 月 28 日

明示項目	明示事項
工程関係	<ol style="list-style-type: none"> 1. 他の工事の開始又は完了の時期により、当該工事の施工時期、全体工事等に影響がある場合は、影響箇所及び他の工事の内容、開始又は完了の時期 2. 施工時期、施工時間及び施工方法が制限される場合は、制限される施工内容、施工時期、施工時間及び施工方法 3. 当該工事の関係機関等との協議に未成立のものがある場合は、制約を受ける内容及びその協議内容、成立見込み時期 4. 関係機関、自治体等との協議の結果、特定された条件が付され当該工事の工程に影響がある場合は、その項目及び影響範囲 5. 余裕工期を設定して発注する工事については、工事の着手時期 6. 工事着手前に地下埋設物及び埋蔵文化財等の事前調査を必要とする場合は、その項目及び調査期間。又、地下埋設物等の移設が予定されている場合は、その移設期間 7. 設計工程上見込んでいる休日日数等作業不能日数
用地関係	<ol style="list-style-type: none"> 1. 工事用地等に未処理部分がある場合は、その場所、範囲及び処理の見込み時期 2. 工事用地等の使用終了後における復旧内容 3. 工事前仮設道路・資機材置き場用の借地をさせる場合、その場所、範囲、時期、期間、使用条件、復旧方法等 4. 施工者に、消波ブロック、桁製作等の仮設ヤードとして官有地等及び発注者が借り上げた土地を使用させる場合は、その場所、範囲、時期、期間、使用条件、復旧方法等
公害関係	<ol style="list-style-type: none"> 1. 工事に伴う公害防止(騒音、振動、粉塵、排出ガス等)のため、施工方法、建設機械・設備、作業時間等を指定する必要がある場合は、その内容 2. 水替・流入防止施設が必要な場合は、その内容、期間 3. 濁水、湧水等の処理で特別な対策を必要とする場合は、その内容(処理施設、処理条件等) 4. 工事の施工に伴って発生する騒音、振動、地盤沈下、地下水の枯渇等、電波障害等に起因する事業損失が懸念される場合は、事前・事後調査の区分とその調査時期、未然に防止するために必要な調査方法、範囲等
安全対策関係	<ol style="list-style-type: none"> 1. 交通安全施設等を指定する場合は、その内容、期間 2. 鉄道、ガス、電気、電話、水道等の施設と近接する工事での施工方法、作業時間等に制限がある場合は、その内容 3. 落石、雪崩、土砂崩落等に対する防護施設が必要な場合は、その内容 4. 交通誘導員、警戒船及び発破作業等の保全設備、保安要員の配置を指定する場合は発破作業等に制限がある場合は、その内容 5. 有毒ガス及び酸素欠乏等の対策として、換気設備等が必要な場合は、その内容
工事用道路関係	<ol style="list-style-type: none"> 1. 一般道路を搬入路として使用する場合 <ol style="list-style-type: none"> (1) 工事用資機材等の搬入経路、使用期間、使用時間帯等に制限がある場合は、その経路、期間、時間帯等 (2) 搬入路の使用後及び使用後の処理が必要である場合は、その処置内容 2. 仮道路を設置する場合 <ol style="list-style-type: none"> (1) 仮道路に関する安全施設等が必要である場合は、その内容期間 (2) 仮道路の工事終了後の処置(存置又は撤去) (3) 仮道路の維持補修が必要である場合は、その内容

仮設備関係	<ol style="list-style-type: none"> 1. 仮土留、仮橋、足場等の仮設物を他の工事に引き渡す場合及び引き継いで使用する場合は、その内容、期間、条件等 2. 仮設備の構造及びその施工方法を指定する場合は、その構造及びその施工方法 3. 仮設備の設計条件を指定する場合は、その内容
建設副産物関係	<ol style="list-style-type: none"> 1. 建設発生土が発生する場合は、残土の受入場所及び仮置き場所までの、距離、時間等の処分及び保管条件 2. 建設副産物の現場内での再利用及び減量化が必要な場合は、その内容 3. 建設副産物及び建設廃棄物が発生する場合は、その処理方法、処理場所等の処理条件。なお、再資源化処理施設又は最終処分場を指定する場合は、その受入場所、距離、時間等の処理条件
工事支障物件等	<ol style="list-style-type: none"> 1. 地上、地下等への占用物件の有無及び占用物件等で工事支障物が存在する場合は、支障物件名、管理者、位置、移設時期、工事方法、防護等 2. 地上、地下等の占用物件工事と重複して施工する場合は、その工事内容及び期間等
薬液注入関係	<ol style="list-style-type: none"> 1. 薬液注入を行う場合は、設計条件、工法区分、材料種類、施工範囲、削孔数量、削孔延長及び注入量、注入圧等 周辺環境への調査が必要な場合は、その内容
その他	<ol style="list-style-type: none"> 1. 工事事務機材の保管及び仮置きが必要である場合は、その保管及び仮置き場所、期間、保管方法等 2. 工事現場発生品がある場合は、その品名、数量、現場内での再使用の有無、引き渡し場所等 3. 支給材料及び貸与品がある場合は、その品名、数量、品質、規格又は性能、引渡場所、引渡期間等 4. 関係機関・自治体等との近接協議に係る条件等その内容 5. 架設工法を指定する場合は、その施工方法及び施工条件 6. 工事事務電力等を指定する場合は、その内容 7. 新技術・新工法・特許工法を指定する場合は、その内容 8. 部分使用を行う必要がある場合は、その箇所及び使用時期 9. 給水の必要のある場合は、取水箇所・方法等

【建築・設備工事の明示項目及び明示事項】

関連通知：国営計第 24 号 平成 14 年 5 月 30 日

明示項目	明示事項
工程関係	<ol style="list-style-type: none"> 1. 他の工事の開始又は完了の時期により、当該工事の施工時期、全体工期等に影響がある場合は、影響を受ける部分及び内容並びに他の工事の内容及び開始又は完了の時期 2. 施工時期、施工時間及び施工方法が制限される場合は、制限される施工内容、施工時期、施工時間及び施工方法 3. 当該工事の関係機関等との協議に未成立のものがある場合は、制約を受ける内容及びその協議内容並びに成立見込み時期 4. 関係機関、自治体等との協議の結果、特定の条件が付され当該工事の工程に影響がある場合は、影響を受ける部分及び内容 5. 工事着手前に地下埋設物及び埋蔵文化財等の事前調査を必要とする場合は、その項目及び調査期間。又、地下埋設物等の移設が予定されている場合は、その移設期間 6. 設計工程上見込んでいる休日日数以外の作業不能日数等
用地関係	<ol style="list-style-type: none"> 1. 施工のための仮用地等として施工者に、官有地等を使用させる場合は、その場所、範囲、時期、期間、使用条件、復旧方法等
公害関係	<ol style="list-style-type: none"> 1. 工事に伴う公害防止(騒音、振動、粉塵、排出ガス等防止)のため、施工方法、建設機械・設備、作業時間等の指定が必要な場合は、その内容 2. 工事の施工に伴って発生する騒音、振動、地盤沈下、地下水の枯渇等が予測される場合、又は、電波障害等に起因する事業損失が懸念される場合は、事前・事後等調査の区分とその調査時期、未然に防止するために必要な調査方法、範囲等
安全対策関係	<ol style="list-style-type: none"> 1. 交通安全施設等を指定する場合は、その内容、期間 2. 鉄道、ガス、電気、電話、水道等の施設と近接する工事において施工方法、作業時間等に制限がある場合は、その内容 3. 落石、雪崩、土砂崩落等に対する防護施設が必要な場合は、その内容 4. 交通誘導員の配置を指定する場合は、その内容 5. 有毒ガス及び酸素欠乏等の対策として、換気設備等が必要な場合は、その内容
工食用道路関係	<ol style="list-style-type: none"> 1. 一般道路を搬入、搬出路として使用する場合 <ol style="list-style-type: none"> (1)工食用資機材等の搬入経路、使用期間、使用時間帯等に制限がある場合は、その経路、期間、時間帯等 (2)搬入、搬出路の使用後及び使用後の処理が必要である場合は、その処置内容 2. 仮道路を設置する場合 <ol style="list-style-type: none"> (1)仮道路の仕様と設置期間及び工事終了後の処置
仮設備関係	<ol style="list-style-type: none"> 1. 仮土留、仮橋、足場等の仮設物を他の工事に引き渡す場合及び引き継いで使用する場合は、その内容、期間、条件等 2. 仮設備の構造、工法及びその施工範囲を指定する場合は、その構造、工法及びその施工範囲 3. 仮設備の設計条件を指定する場合は、その内容
建設副産物関係	<ol style="list-style-type: none"> 1. 建設発生土が発生する場合は、その受入場所及び仮置き場所までの距離等及び処分又は保管条件 2. 建設副産物の現場内での再利用又は減量化が必要な場合は、その内容 3. 建設副産物及び建設廃棄物が発生する場合は、その処理方法、処理場所等の処理条件。なお、再資源化処理施設又は最終処分場を指定する場合は、その受入場所、距離等の処理条件
工事支障物件等	<ol style="list-style-type: none"> 1. 地上、地下等における占有物件の有無及び占有物件等で工事支障物が存在する場合は、支障物件名、管理者、位置、移設時期、工事方法、防護等 2. 地上、地下等の占有物件に係る工事期間と重複して施工する場合は、その工事内容、期間等
排水関係	<ol style="list-style-type: none"> 1. 排水の工法、排水処理の方法及び排水の放流先等を指定する場合は、その工法、処理の方法、放流先、予定される排水量、水質基準及び放流費用 2. 水替・流入防止施設が必要な場合は、その内容、期間

薬液注入関係	<ol style="list-style-type: none"> 1. 薬液注入を行う場合は、設計条件、工法区分、材料種類、施工範囲、削孔数量、削孔延長及び注入量、注入圧等 2. 周辺環境に与える影響の調査が必要な場合は、その内容
その他	<ol style="list-style-type: none"> 1. 工事現場発生品がある場合は、その品名、数量、現場内での再使用の有無、引き渡し場所等 2. 支給材料及び貸与品がある場合は、その品名、数量、品質、規格又は性能、引渡場所、引渡期間等 3. 関係機関・自治体等との近接協議に係る条件及びその内容等 4. 架設工法を指定する場合は、その施工方法及び施工条件 5. 工事用水及び工事用電力等を指定する場合は、その内容 6. 新技術・新工法・特許工法を指定する場合は、その内容 7. 部分使用を行う必要がある場合は、その箇所及び使用時期